

公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

(平成23年8月26日 規約第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル（以下「本財団」という。）定款第17条及び第33条の規定に基づき、常勤役員、非常勤役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬額等)

第2条 常勤役員の報酬は本俸と役員手当とし、その月額は別表のとおりとする。

2 非常勤役員の報酬は、理事会及び評議員会（ウェブ会議（電気通信回線で接続し、相互に映像と音声の送受信により相手の状態を認識しながら通話をする方法を用いた会議のことをいう。）により開催した場合を含む。以下同じ。）への出席謝金並びに本財団の業務に従事した日及び非常勤監事が監査の業務に従事した日についての謝金とし、その額は1日当たり 22,000 円（税込）以内とする。

3 前項のほか、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル定款（以下「定款」という。）第42条の規定に基づく書面又は電磁的記録による意思表示が行われた場合であって、理事長が特に必要と認めるときは、非常勤役員に対し、1日当たり 22,000 円（税込）以内の謝金を支給することがある。

4 評議員に対し支給する報酬は、評議員会への出席謝金及び理事長の依頼に基づき本財団の業務に従事した場合の謝金とし、その額は、定款第17条第1項において定められた年額の総額の範囲内で、1日当たり 22,000 円（税込）以内とする。

5 前項のほか、定款第25条の規定に基づく書面又は電磁的記録による意思表示が行われた場合であって、理事長が特に必要と認めるときは、評議員に対し、定款第17条第1項において定められた年額の総額の範囲内で、1日当たり 22,000 円（税込）以内の謝金を支給することがある。

6 前4項の規定にかかわらず、現に他から報酬を受ける非常勤役員及び評議員に対しては、報酬を支給しないことがある。

7 第1項から第5項までに定める報酬のほか、役員等に対しては、通勤交通費及び旅費を支給することがある。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。

2 常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月16日(その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日)とする。

3 非常勤役員及び評議員に対する報酬については、原則として報酬が発生した日ごとに支給する。

(常勤役員の報酬の計算)

第4条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給し、退任したときには、その日まで報酬を支給する。

2 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

3 第1項の報酬の支給額の計算は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として行うものとする。

(慰労金)

第5条 常勤役員が退任した場合は、別に定めるところにより慰労金を支給することができる。

(端数の処理)

第6条 第2条に規定する報酬等及び前条に規定する慰労金を支給する際に生じた円未満の端数の整理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の規定の例による。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事に関しては理事会で、監事及び評議員に関しては評議員会で、それぞれ別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日(以下「登記日」という。)から施行する。

(廃止規程)

2 財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル役員給与規程(平成22年規約第3号)は、登記日をもって廃止する。

附 則(平成27年3月10日規約第2号)

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日規約第3号)

この規約は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年6月20日規約第2号）

この規約は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日規約第2号）

この規約は、平成29年3月7日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成30年6月8日規約第2号）

この規約は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月14日規約第2号）

この規約は、平成31年3月14日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

附 則（令和2年3月19日規約第1号）

この規約は、令和2年3月19日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

附 則（令和4年3月17日規約第1号）

この規約は、2022年（令和4年）3月17日から施行する。

別 表 (月額報酬)

役 職	本俸	役員手当
理 事 長	896,000円以内	403,000円以内
常務理事・理事	809,000円以内	331,000円以内